

※以下の文書は辻泰弘がワーキングチームの主査として起草したものです

2011 年5 月10 日

第3号被保険者の記録不整合問題に対する今後の対応方針

民主党厚生労働部門会議
年金第3号被保険者問題ワーキングチーム

民主党は、今日まで国民の信頼に応え得る、公平・公正、かつ、安心・安定の年金制度の確立をめざし、そのための抜本改革の必要性を強く主張してきた。

今回の第3号被保険者の記録不整合問題に対しては、年金制度の抜本改革が行われる前段階における当面の対応とならざるを得ないが、その中にあっても、民主党がめざす年金制度改革の理念に沿った方針が貫徹されなければならない。

このような基本精神の下に、民主党は、第3号被保険者の記録不整合問題に対しては、2月25日の厚生労働大臣・総務大臣合意で示された「可能な限り正しい状態を追求する」、及び、3月2日の厚生労働大臣の談話で示された「公平性の観点と救済の観点から今後の対応を決定する」の二つの方針を確たる基本原則として位置づけ、その原則の下に対応することを政府に求める。

以下、3月8日、厚生労働大臣が論点と方向性を示した「第3号被保険者の記録不整合問題への対応について」の文書に則して方針を提示する。

1. 第3号被保険者の記録不整合問題への対応方式

「抜本改善策」は、内閣が提出する法律によって対応すべきである。

2. 記録不整合の対象者が被保険者である場合の対応

(ア) 受給資格期間の特例措置の創設（「カラ期間」の導入）

老齢年金、障害年金、遺族年金の受給に関して、対象者の生活に過大な影響を与えないようにするため、本来納付されるべきであった第1号被保険者としての保険料が納付されていなかった期間について、年金受給資格期間に含めて算定する特例（年金額の計算上、算入対象と

しない「カラ期間」とする)を設けるものとする。

(イ) 「カラ期間」となった期間についての特例追納の実施

被保険者は、3号から1号に年金記録を訂正し、訂正の時点で時効により保険料が納められなくなった期間(過去の訂正による期間を含む)のうち、直近の10年間について追納することができるものとする。さらに、それ以前の期間についても、通算して10年を超えない範囲において、保険料の特例的な追納を認めることを検討するものとする。その際、追納の場合の保険料は、追納の時点における保険料と同額程度とするとともに、保険料の一括納付が困難な場合に配慮し、法施行後3年を期限とする分割納付を認めるなどの措置を講ずるものとする。

3. 記録不整合の対象者が既に年金の受給者となっている場合の対応

冒頭の基本原則に則り、既裁定者に対しても「正しい状態を追求」することとし、その結果としての記録に基づく基礎年金の額を支給することを基本とする。

同時に、公的年金制度において、ひとたび裁定された年金受給額は、当事者の現実の生活・暮らしの根幹にかかわるものであることを深く認識し、その事後的な変更が及ぼす影響に対して十分配慮した上での措置が講じられなければならない。

このような見地から、以下の方針の下に対応するものとする。

- ① 記2の被保険者の場合と同様、年金受給資格期間の特例措置を適用するとともに、保険料を特例追納することができるものとする。
- ② 「正しい状態を追求」した結果として生ずる、過去に支払われた基礎年金のうちの過払い分については、5年を時効とする現行法制の規定に従い、返還を求めるものとする。
- ③ 還の方法については、今後の当事者の基礎年金からの減額によることを基本とするが、希望する者には一括返還も認めるものとする。
- ④ 金からの減額は、既に裁定された年金を基礎に老後の生活設計を行っている高齢者の生活の安定を守る見地から、裁定されていた基礎年金の額から10%を超えない範囲で行うものとする。
- ⑤ 民税が非課税である低所得者については、既に裁定されていた年金額を維持し、過払い分についても減額措置の対象としないものとする。
- ⑥ 災などの特別の事情がある場合には、申請により既裁定の年金額の維持、及び、過払い分の返還の軽減・免除を認めるものとする。
- ⑦ 障害年金、遺族年金の受給資格に関わる場合には、納付されていなかった期間を、障害年金、遺族年金を受け取ることができる『カラ期間』とし、受給者に対する不利益が及ばないようにする。

4. 「運用3号」通知に基づき裁定された者についての対応

「運用3号」通知に基づき裁定された者に対しては、「正しい状態を追求」した後の再裁定額と既裁定額との差額の返還を求める。

この「運用3号」通知に基づき裁定された者に対しても、年金受給資格期間の特例措置を適用するとともに、保険料を特例追納することができるものとする。

5. 特例措置の適用期間、具体的指針、国民への周知

上記2、3の特例措置は、法施行後3年間の時限措置を基本として実施するものとし、そのうち2の「カラ期間」、3の『カラ期間』については、可能な限り速やかな施行に努めるものとする。

また、上記2、3、4の措置に関する具体的指針については政省令で定めるものとする。

なお、今後、種別変更すべきことが明らかとなる不整合記録の対象者に対しては、その内容と本人にとっての意味合いをわかり易く説明する通知を速やかに行うものとする。

さらに、今回の措置により、これまでに裁定されていた年金額の減額、及び、過払い分についての返還が求められることとなる既裁定者に対しては、同措置の実際の適用開始が4～5年後となることに鑑み、その間に、今回の措置の内容と本人の事後の年金受給額に関する正確な情報について、周知の徹底をはかるものとする。

同時に、その間に行われる予定の年金制度の抜本改革において、公的年金制度における最低保障機能の強化についての検討を行い、その結果を踏まえて措置するものとする。

6. 再発防止のための対策

今後、第3号被保険者の記録不整合問題が発生しないようにするため、第3号被保険者の資格に関する情報については、事業主からの届出が遅滞なく年金機構にもたらされるよう、法改正を行うものとする。

7. 第3号被保険者問題の根本的解決

平成25年に予定されている年金制度の抜本改革の際には、この専業主婦に関わる第3号被保険者問題の根本的な解決をはかるものとする。

以上